

議案第13号

新居浜市母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成24年2月27日提出

新居浜市長 佐々木 龍

新居浜市母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例

新居浜市母子家庭医療費助成条例（昭和49年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第3項中「次の各号に掲げる状態にある」を「次に掲げる状態のいずれかに該当する」に改める。

第3条ただし書中「すべて」を「全て」に改める。

第4条第1項ただし書中「障害児施設医療」を「障害児入所医療」に改める。

附則に次の1項を加える。

（年少扶養控除等の廃止に伴う受給資格者の特例）

- 3 当分の間、第3条ただし書に規定する所得税の納付義務を有する者が、前年において所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法第2条及び第84条の規定を適用したとしたならば所得税の納付義務を有しないこととなる場合は、その者を所得税の納付義務を有しない者とみなす。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

提案理由

所得税法の一部が改正され、年少扶養控除等が廃止されたことに伴う受給資格者の特例を定めるとともに、児童福祉法の一部改正に伴う所要の条文整備を行うため、本案を提出する。